

妊産婦アクセス支援事業のご案内 その2

～ 分娩時の交通費等助成 ～

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間当該施設の近くで待機するための宿泊費の助成を行います。

対象者	自宅から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦 ※ 里帰りしている場合は、里帰り先の居住地とする。 ※ 医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦においては、最寄りの周産期母子医療センター（受け入れ可能な周産期母子医療センターに限る）とする。		
助成内容	・ 自宅から最寄りの分娩取扱施設までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分） ・ 医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦の場合は、最寄りの周産期母子医療センターまでの交通費及び宿泊費		
助成額	① 交通費（1往復分） 移動に要した費用の8割 ※ タクシー移動の場合、領収書が必要 ※ タクシー以外の移動の交通費は市の旅費条例等に準じて算出（実費を上限とする） ② 宿泊費（上限14日分） 宿泊に要した費用から1泊当たり2,000円を除いた額を助成（宿泊施設の領収書が必要） ※ 市の旅費条例等に定める宿泊費の額を上限とします。		
申請期限	出産の日から6か月以内		
申請に必要な書類	1	申請書	・ 申請者は妊産婦本人に限ります。 ・ 申請書は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 ・ 岩国市ホームページからもダウンロードできます。
	2	出産した分娩取扱施設が発行した診療明細書または領収書	・ 分娩日、金額、医療機関名、受診者氏名があるもの。 ・ 原本を提出してください。 ※ 診療明細または領収書の原本は確認後に返却します。
	3	母子健康手帳	・ 「出産の状態」ページに記載がない場合、対象になりません。
	4	相手方登録申出書 (振込先の口座を登録していただくものです)	・ 申請書の「申請者」と、相手方登録申出書の「個人名」「口座名義人」は、同一の方にしてください。 ・ 申出書は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 ・ 岩国市ホームページからもダウンロードできます。
申請方法	上記の必要書類を、下記へ提出してください。 ※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。 ※ 必要に応じ、出産した分娩取扱施設に市から問い合わせをすることがあります。		

〈お問い合わせ先〉 こども家庭課 母子保健班（岩国市保健センター内）

〒740-0021 岩国市室の木町三丁目1番11号 電話（0827）29-5099

提出先	こども家庭センター (岩国市役所2F)	岩国市今津町一丁目14-51	電話（0827）29-0404
	岩国市保健センター (こども家庭課母子保健班)	岩国市室の木町三丁目1-11	電話（0827）29-5099
	岩国市由宇保健センター	岩国市由宇町中央一丁目10-11	電話（0827）63-3111
	岩国市周東保健センター	岩国市周東町下久原1208-1	電話（0827）84-3580
	岩国市玖珂保健センター	岩国市玖珂町4933-2	電話（0827）82-2020
	岩国市美川保健センター	岩国市美川町四馬神1057	電話（0827）76-0220